平成２５年（フ）第１６０７号
大阪府豊中市原田元町２丁目21番10―607号、住民票上の住所大阪府豊中市東豊中町５丁目２番146―202号
債務者　仲西　康征
1　決定年月日時　平成25年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月16日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１６１０号
大阪市阿倍野区阪南町３丁目18番24号　ファミール仙石201号
債務者　松永　　要
1　決定年月日時　平成25年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月16日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１６９５号
大阪府茨木市彩都やまぶき３丁目１番７―504号
債務者　海道　　雄
1　決定年月日時　平成25年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月16日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１７０３号
大阪市西淀川区姫里２丁目16番28号
債務者　永江　広美（旧姓無量井）
1　決定年月日時　平成25年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月16日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１８２１号
大阪市住之江区中加賀屋１丁目９番１―702号
債務者　吉川　紘一
1　決定年月日時　平成25年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月16日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１８４２号
大阪府寝屋川市上神田１丁目41番７号
債務者　前田　直人
1　決定年月日時　平成25年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月16日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１９０１号
大阪市東淀川区菅原６丁目13番12―408号
債務者　岡田　順子
1　決定年月日時　平成25年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月16日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２０１２号
大阪府豊中市蛍池東町３丁目５番３―506号、前住所大阪府豊中市蛍池中町１丁目14番７号
債務者　中島　能治
1　決定年月日時　平成25年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月16日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２２００号
大阪府豊中市庄内西町２丁目１番15号
債務者　一瀬　　勝
1　決定年月日時　平成25年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月16日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２２０８号
大阪市住之江区南加賀屋３丁目４番20―104号
債務者　福野　泰江
1　決定年月日時　平成25年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月16日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２２２９号
大阪市鶴見区横堤２丁目13番26号
債務者　鳥越智津子
1　決定年月日時　平成25年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月16日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２２３８号
大阪府高槻市清水台１丁目15番29号
債務者　二宮　偉子
1　決定年月日時　平成25年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月16日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２２４５号
大阪市中央区谷町６丁目６番２号　ダイヤパレス谷町アクティブシティ302号
債務者　佐藤　優香
1　決定年月日時　平成25年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月16日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２２７９号
大阪府茨木市鮎川３丁目９番16号　松下コーポ108号
債務者　立川　澄江
1　決定年月日時　平成25年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月16日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２３２０号
大阪府豊中市長興寺北２丁目８番14―405号
債務者　岡﨑　　豊
1　決定年月日時　平成25年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月16日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２４８号
熊本市西区春日１丁目５番８号　リーベストイノウエ101号
債務者　田﨑　孝義
1　決定年月日時　平成25年５月23日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月21日まで　熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第２６６号
熊本市東区新南部３丁目７番150号　エスポワール園田403、前住所熊本市東区下南部２丁目16番３号　シヤトレー下南部205
債務者　浜津　昌弘
1　決定年月日時　平成25年５月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月21日まで　熊本地方裁判所民事第１部破産再生係